

7 参考資料(関連法規)

4)「建築基準法」防耐火性能に関する規定

⑥防火構造・準防火性能が求められる外壁の大臣認定基準(NPO法人住宅外装テクニカルセンター取得)

●防火構造・準防火性能の概要

▶法2条8号の規定により、防火構造にも内壁側への一定の被覆が必要となります。

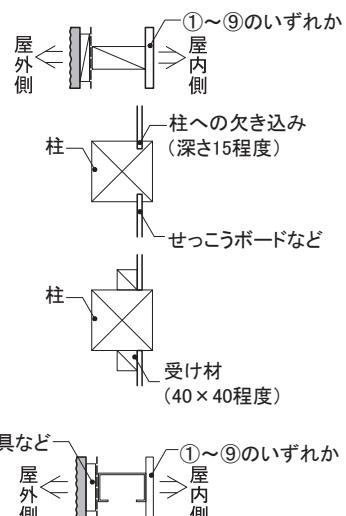
▶法23条により、準防火性能が求められる内壁側も一定の被覆が必要となります。

※不燃下地も木造下地同様に一定の被覆が必要です。

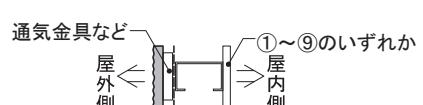
※準防火構造が必要な場合は、防火構造の大蔵認定をご使用ください。

準防火構造・防火構造とするための構造	
防火構造PC030BE-9201(木造下地)の屋内側の被覆	
防火構造PC030BE-9202(不燃下地)の屋内側の被覆	
①せっこうボード(9.5mm)	
②グラスウール(75mm)を充てんした上に合板(4mm)を張ったもの	
③グラスウール(75mm)を充てんした上に構造用パネル(4mm)を張つたもの	
④グラスウール(75mm)を充てんした上にパーティクルボード(4mm)を張つたもの	
⑤グラスウール(75mm)を充てんした上に木材(4mm)を張つたもの	
⑥ロックウール(75mm)を充てんした上に合板(4mm)を張つたもの	
⑦ロックウール(75mm)を充てんした上に構造用パネル(4mm)を張つたもの	
⑧ロックウール(75mm)を充てんした上にパーティクルボード(4mm)を張つたもの	
⑨ロックウール(75mm)を充てんした上に木材(4mm)を張つたもの	
屋内側被覆は、大壁の他に真壁とすることができます。真壁とする場合は右図の構造とする。	

木造下地



不燃下地



※日本窓業外装材協会:防火・準耐火構造に関するQ&Aより

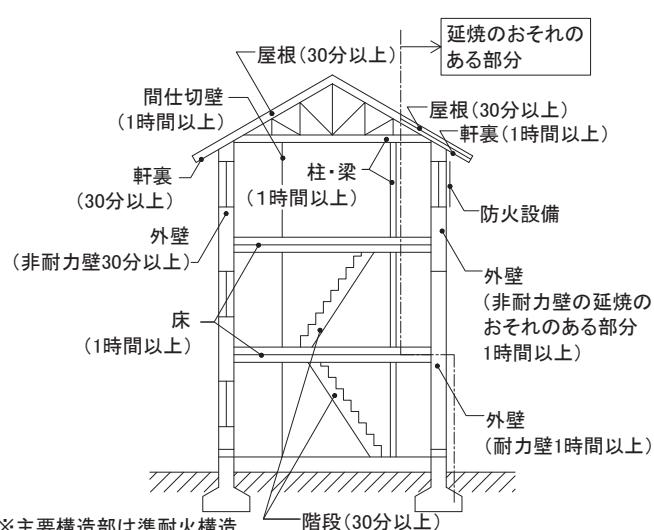
Q: 防火構造の屋内側被覆はせっこうボード9.5mm、合板等は4mmとなっていますが、それぞれその厚さ以上の場合は認められるのでしょうか。

A: せっこうボード、合板等については、厚みが増すほど防火上は有利になると判断しております。
最終的には建築主事の判断が優先されます。

⑦準耐火構造の大蔵認定基準(NPO法人住宅外装テクニカルセンター取得)

●準耐火構造の概要

イ準耐(加熱時間1時間)



注) 延焼のおそれのある部分の軒裏は、1時間準耐火構造に対応する構造としてください。

1時間準耐火構造とするための構造	
1時間準耐火構造QF000BE-9225の屋内側の被覆	
(1)間柱及び下地を木材又は鉄材で造った場合	
①せっこうボード(12mm以上)の上にせっこうボード(12mm以上)を張つたもの(強化せっこうボードを含む)	
②スラグせっこう系セメント板(8mm以上)の上にせっこうボード(12mm以上)を張つたもの	
③強化せっこうボード(16mm以上)	
④強化せっこうボード(12mm以上)の上にせっこうボード又は難燃合板(9mm以上)を張つたもの	
⑤せっこうボード又は難燃合板(9mm以上)の上に強化せっこうボード(12mm以上)を張つたもの	
(2)以下の認定のいずれか(旧番号で表示してあります) 準耐火(通)W2001、準耐火(通)W2006、準耐火(通)W2007、準耐火(通)W2008、準耐火W2008 準耐火W2009、準耐火W2010、準耐火W2011	
(3)本認定の屋外側被覆	
(4)耐火構造の屋外側被覆	
注意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・外壁材は耐火4等級品をご使用ください。 ・通気層に通気役物(ファイアストップ【JE7135, JE7245】)などを、シーリング目地部には鋼板製のハットジョイナーをご使用ください。 	